

計画主体名	壬生町、栃木県		
計画期間	26～28	総事業費（交付金）	27,580千円（13,789千円）
実施期間	26～27		

1 計画全体について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	適	活性化計画目標を農業条件の整備による定住人口減少の抑制としており、法律及び同法に基づき国が策定する基本方針に適合し、実施要綱、要領にも適合している。
市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	適	農地整備事業は、壬生町総合振興計画の主要事業に位置づけられており、調和が図られている。 また、農業振興地域整備計画との調和も図られている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか 活性化計画の策定にあたり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	適	本活性化計画における、農地集団化事業、農地整備事業は地域説明会などを通じて、関係農業者や地域住民の合意形成が図られている。 地元説明会等には女性も参加しており、意見等を取り入れている。
事業の推進体制は確立されているか	適	活性化計画等に位置づけられている事業の推進のため、関係農業者や自治会長を構成員とした下稲葉地区圃場整備事業推進協議会を設立し、事業の推進体制が確立されている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	適	農用地の集団化を促進することで、農業の持続的発展と活性化、定住等が促進され、整合性が確保できる。
計画期間・実施期間は適切か	適	ガイドライン及び実施要綱の規定から、計画期間3年、実施期間2年は適切である。
交付金要望額は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か	適	$\left(\begin{array}{l} \text{事業費：27,580千円} \times \text{交付額算定交付率：} 1/2 \\ \quad \quad \quad = 13,790 \text{千円} \end{array} \right) > \text{交付金要望額：13,789千円}$ <p>で交付限度額の範囲内である。</p> $\left(\begin{array}{l} \text{事業費：24,372千円} \times \text{交付額算定交付率：} 1/2 \\ \quad \quad \quad = 12,186 \text{千円} \end{array} \right) > \text{交付金要望額：12,185千円}$ <p>で交付限度額の範囲内である。</p>

2 個別事業について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	適	新規に農地整備を予定しているものであり、自力若しくは他の助成の切り替えなどの事業ではない。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	—	該当なし
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	—	該当なし
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領（平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知）により適切に行われているか）	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領第2の3に該当する事業である。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領第2の3により、投資効果1.0となっている。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	適	<p>実施要領別表の事業メニュー、基盤整備（⑬地形図作成（要件類別9）及び⑭農用地等集団化（要件類別10））を実施するもので、壬生町が事業主体となる。</p> <p>経営体育成促進換地等調整事業実施要領の要件等を満たしている。</p> <p>3年以内の事業着手の確実性については以下から判断した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業推進組織（下稲葉地区圃場整備事業推進協議会）が設立済みで、事業着手に向けた話し合いが行われていること。 ・協議に期間を要する関連事業や地区設定に影響を及ぼす未同意者など、計画スケジュールが遅延する要因がないこと。 ・関係出先事務所の重点推進地区としていること。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	適	壬生町に対する交付であって、目的外使用の恐れはない。

施設等の利活用の見通し等は適正か	—	該当なし
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	—	該当なし
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。	—	該当なし
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	—	該当なし
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	—	該当なし
施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	—	該当なし
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	適	県が定めた積算基準に基づいた積算を行っており、県内における直近の実施地区と比較し、適正な事業費であることを確認した。
建設・整備コストの低減に努めているか	—	該当なし
附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）	—	該当なし
備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）	—	該当なし
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	—	該当なし
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	—	該当なし
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用（平成19年8月1日付け19企第102号農林水産省大臣官房長通知）に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	—	該当なし
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か		

処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」（平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知）別記Ⅱの第1の2の（4）のウの基準に照らし適正であるか	—	該当なし
地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか	—	該当なし
地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか	—	該当なし
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	—	該当なし
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	—	該当なし
1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	—	該当なし
6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	—	該当なし
事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	適	事業主体である町の負担は、2月町議会で平成26年度予算として議決している。 なお、県は2月県議会で平成26年度予算として議決している。
入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	適	壬生町の入札基準に準拠し、適正な入札方式を採用する。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか	—	該当なし
維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）	—	該当なし
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	—	該当なし
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	該当なし
他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか（ある場合には、事業名を記載すること。）	—	他事業への重複申請なし。

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、事前点検シート及び判断の根拠となった資料についても併せて公表するものとする。